

平成31年1月7日以降

平成30年4月  
国 税 庁  
財 務 省

# 日本から出国する方を対象に 国際観光旅客税が導入されます

## 1 「国際観光旅客税」の概要

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、「国際観光旅客税」が創設されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものです。

### ○ 概要

納税義務者	船舶又は航空機により日本から出国する旅客（国際観光旅客等）
税 率	出国1回につき1,000円
導入時期	平成31年1月7日

### ○ 非課税等

課税されない者	判定
① 船舶又は航空機の乗員 ② 強制退去者等 ③ 政府専用機等により出国する者 ④ 出国後、天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰ってきた者	不課税
⑤ 乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ⑥ 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船又は搭乗していた者 ⑦ 2歳未満の者	非課税
⑧ 日本に派遣された外交官、領事官等（公用の場合に限る） ⑨ 国賓その他これに準ずる者 ⑩ 合衆国軍隊の構成員及び国連軍の構成員等（公用の場合に限る）	免税

（注） ⑧、⑨は相互主義による。

### ○ 「国際観光旅客等」とは？

国際観光旅客等とは主に、

- ① 出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて日本から出国する観光旅客その他の者
  - ② 航空機により日本を経由して外国に赴く旅客（24時間以内に出国する者は非課税）
- 等のことをいい、「観光旅客その他の者」には、観光旅客のほか、例えば、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も対象に含まれます。

## 2 特別徴収義務者の概要

### (1) 特別徴収

国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船又は搭乗する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに国内に本店又は事務所等がある事業者（以下「国内事業者」といいます。）にあっては納税地を所轄する税務署に、国内事業者以外の事業者（以下「国外事業者」といいます。）にあっては納税地を所轄する税関に納付する必要があります。

#### ○ 「国際旅客運送事業」とは？

国際旅客運送事業とは、他人の需要に応じ、国際船舶等を使用して有償で旅客を運送する事業をいいます。

#### ○ 「国際船舶等」とは？

国際船舶等とは、日本と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機（政府専用機等を除きます。）をいいます。

#### ○ 「国内事業者」とは？

国内事業者とは、国際旅客運送事業を営む者であって、国内に住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者をいいます。

なお、「その他これらに準ずるもの」とは、事務所、事業所に準ずるものをいい、貸ビル、貸倉庫又は事業活動の拠点となっているホテルの一室等、名称のいかんを問わず、事業を行う一定の場所をいいます。

### (2) 納税地

#### イ 国内事業者

国内事業者の納税地は、

- ① 国内に本店又は主たる事務所がある場合にはその本店又は主たる事務所の所在地
  - ② 国内に本店又は主たる事務所がなく国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものがある場合にはその事務所又は事業所その他これらに準ずるものの所在地
- となります。

なお、国税局長又は国税庁長官による納税地の指定を受けた場合にはその場所が納税地となります。

#### ロ 国外事業者

国外事業者の納税地は、国際観光旅客等が日本から出国する出入国港の所在地となりますが、国外事業者が税関長に申請を行い、税関長の承認を受けた場合には、その承認を受けた場所を納税地とすることができます。

なお、税関長による納税地の指定を受けた場合には、その場所が納税地となります。

### 3 特別徴収義務者が行う事務手続（提出等）

#### (1) 届出書

##### イ 国際旅客運送事業開始届出書の提出

新たに国際旅客運送事業を営む者は、「国際旅客運送事業開始届出書」を国内事業者にあつては税務署、国外事業者にあつては税関に提出する必要があります。

なお、「国際観光旅客税」が導入される平成31年1月7日時点で、国際旅客運送事業を営んでいる者は、当該届出書を平成31年2月28日までに提出する必要があります（平成31年2月28日より前に最初の「国際観光旅客税」を納付する場合はその日までに提出する必要があります。）。

##### ロ 国際観光旅客税納税管理人届出書の提出

国外事業者は、日本における「国際観光旅客税」に関する事務手続等を代わりに行う納税管理人を選出し、当該納税管理人が事務手続等を開始するまでに、納税地を所轄する税関に「国際観光旅客税納税管理人届出書」を提出する必要があります。

#### ○ 国際旅客運送事業者が提出する届出書（例示）

##### 1 税務署に提出する主な届出書

届出書の名称	提出が必要な場合
国際旅客運送事業開始届出書	国内に住所等を有する者が、国際旅客運送事業を開始しようとする場合（平成31年1月7日時点で国際旅客運送事業を既に営んでいる場合を含む）
	国外事業者が国内に住所等を有することとなった場合
国際旅客運送事業廃止届出書（又は国際旅客運送事業休止届出書）	国内事業者が、国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有しないこととなった場合
国際旅客運送事業に係る異動届出書	国内事業者で国際旅客運送事業に係る異動があった場合（納税地の異動の場合は、異動前の納税地を所轄する税務署長に提出）

##### 2 税関に提出する主な届出書

届出書の名称	提出が必要な場合
国際旅客運送事業開始届出書	国内に住所等を有しない者が、国際旅客運送事業を開始しようとする場合（平成31年1月7日時点で国際旅客運送事業を既に営んでいる場合を含む）
	国内事業者が国内に住所等を有しないこととなった場合
国際旅客運送事業廃止届出書（又は国際旅客運送事業休止届出書）	国外事業者が、国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有することとなった場合
国際旅客運送事業に係る異動届出書	国外事業者で国際旅客運送事業に係る異動があった場合
国際観光旅客税納税管理人届出書	国外事業者が平成31年1月7日時点で国際旅客運送事業を既に営んでいる場合
	国内に住所等を有しない者が、国際旅客運送事業を開始しようとする場合

※ 「住所等」とは、住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののことをいいます。

## (2) 納付方法

国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」を次の方法により、翌々月末日までに税務署又は税関に納付する必要があります。

例えば、平成 31 年 3 月 1 日から 3 月 31 日に出国した国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」は、平成 31 年 5 月 31 日までに納付することとなります。

### イ 国内事業者

国内事業者は、国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」を、納税地を所轄する税務署に納付することとなりますが、納付方法としては、①窓口納付、②電子納付（ダイレクト納付、インターネットバンキング等）、③クレジットカード納付があります。

詳しくは国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。

【国税庁ホームページ > 税の情報・手続・用紙 > 納税・納税証明書手続 > 国税の納付手続】

### ロ 国外事業者

国外事業者は、国際観光旅客等から徴収した「国際観光旅客税」を、納税地を所轄する税関に納付することとなりますが、納付方法としては、①窓口納付、②電子納付（マルチペイメント）があります。

詳しくは税関ホームページ（[www.customs.go.jp](http://www.customs.go.jp)）をご覧ください。

【税関ホームページ > 海外旅行の手続 > 国際観光旅客税】

## (3) 計算書の提出

国際旅客運送事業を営む者は、「国際観光旅客税」の納期限までに、納付すべき「国際観光旅客税」に関する次の事項を記載した計算書とその納税地を所轄する税務署長又は税関長に提出する必要があります。

- ① 提出者の住所又は居所
- ② 提出者の氏名又は名称
- ③ 提出者の納税地
- ④ 提出者の個人番号又は法人番号（国外事業者又は番号を有しない者は記載不要）
- ⑤ 旅客の数
- ⑥ 旅客のうち、国際観光旅客等でない者の数
- ⑦ 旅客のうち、非課税対象者の数
- ⑧ 旅客のうち、免税対象者の数
- ⑨ 平成 31 年 1 月 7 日より前に締結された運送契約により出国する旅客のうち、「国際観光旅客税」が課税されない者の数
- ⑩ 「国際観光旅客税」が課される者の数（⑤－(⑥＋⑦＋⑧＋⑨)）
- ⑪ 「国際観光旅客税」の額
- ⑫ 旅客が本邦から出国した年月
- ⑬ その他参考となるべき事項

なお、上記⑤～⑩に掲げる事項については、出入国港ごとに記載する必要があります。

計算書の提出については、国内事業者が税務署に提出する際には「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を、国外事業者が税関に提出する際には「NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）」を平成 31 年 1 月 7 日より利用できます。

e-Tax ホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）  
NACCS ホームページ（[www.naccs.jp](http://www.naccs.jp)）

## 4 特別徴収義務者が行う事務手続（記帳等）

### (1) 記帳義務

国際旅客運送事業を営む者は、旅客に関する次の事項を帳簿に記載することが義務付けられています（乗組員については、記帳義務の対象外です。）。

- ① 氏名
- ② 国籍
- ③ 生年月日
- ④ 旅券番号
- ⑤ 乗船又は搭乗した国際船舶等の名称又は便名
- ⑥ 出国年月日
- ⑦ 出入国港の名称
- ⑧ 旅客が国際観光旅客等でない場合は、その旨及びその理由
- ⑨ 旅客が「国際観光旅客税」の非課税対象である場合はその旨及びその区分
- ⑩ 旅客が「国際観光旅客税」を免除される者である場合はその旨
- ⑪ 平成 31 年 1 月 7 日より前に締結された運送契約により出国する者のうち、「国際観光旅客税」が課税されない者である場合はその旨

なお、上記①～⑪に掲げる事項の全部又は一部が旅客名簿（出入国管理及び難民認定法第 57 条第 2 項の規定により報告すべき事項が記載された書類又はこれに準ずる書類をいいます。）に記載されている場合であって、当該旅客名簿を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができます。

この場合、旅客名簿と帳簿の関連性がわかるように保存する必要があります。

※ 帳簿はその旅客の出国日の属する月の翌々月末日の翌日から 7 年間保存する必要があります。

### (2) 電子帳簿による保存

国際観光旅客等の日本からの出国に関する事項を記載した帳簿について、原則、紙で保存する必要がありますが、納税地の所轄税務署長又は税関長（以下、「所轄税務署長等」といいます。）の承認を受けたときは、一定の要件の下で、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、ハードディスクなどに記録したデータのままで保存できる制度があります。

この制度の適用を受けるためには、帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前の日までに、申請書を所轄税務署長等に提出する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。

【国税庁ホームページ > 法令等 > その他法令解釈に関する情報 > その他 > 電子帳簿保存法について】



## 5 平成 31 年 1 月 7 日より前に運送契約を締結した場合

「国際観光旅客税」が導入される平成 31 年 1 月 7 日より前に締結された運送契約により出国する場合は、原則として「国際観光旅客税」は課されません。

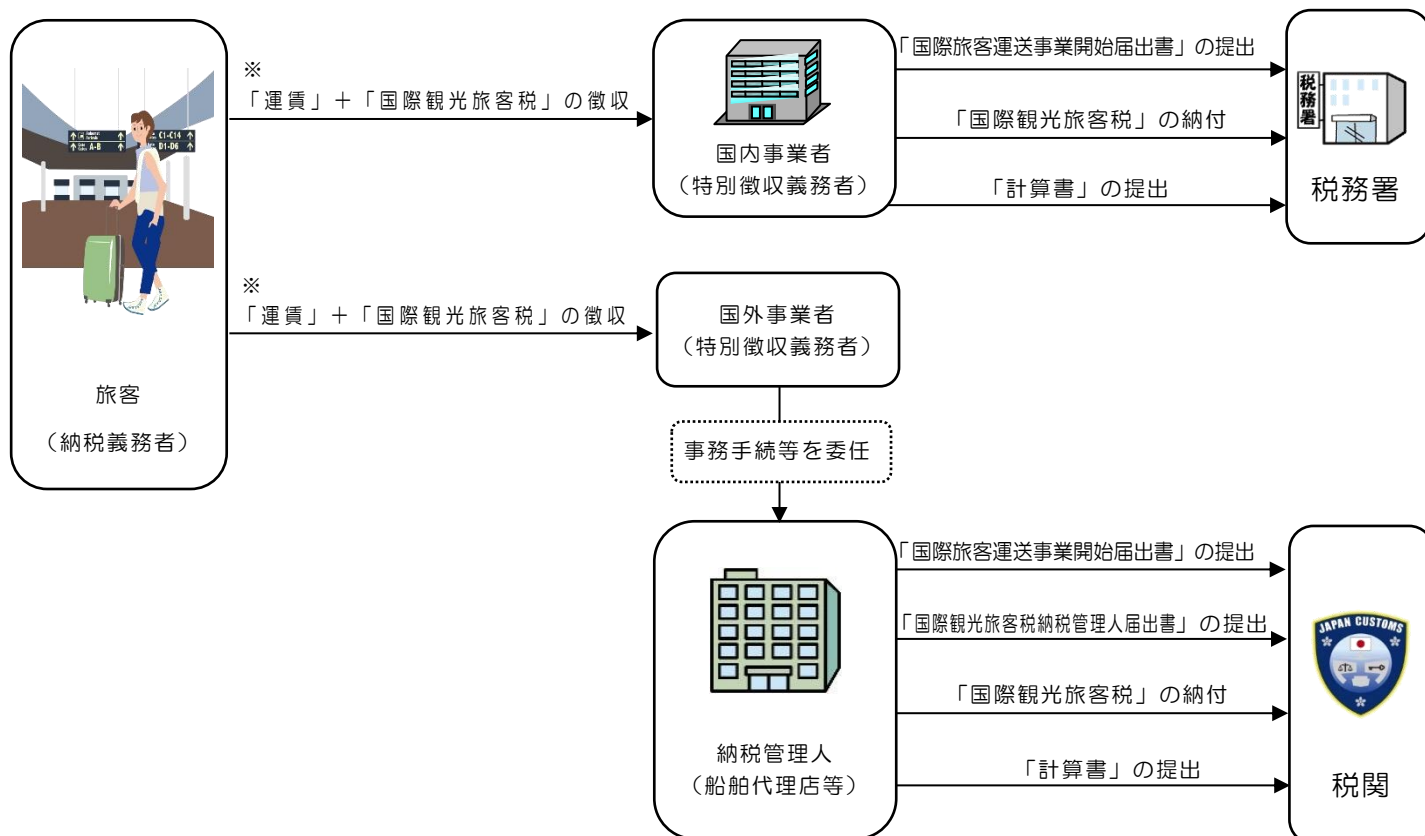
ただし、平成 31 年 1 月 7 日より前に締結された運送契約による出国であっても、次のような場合は「国際観光旅客税」が課されます。

- ① 運送契約締結（航空券の発券等）の際に、出国日を決めておらず（いわゆるオープンチケットや回数券）、平成 31 年 1 月 7 日以後に出国日を定める場合
- ② 平成 31 年 1 月 7 日以後に出国日を変更する場合  
例えば、航空券が発券された（運送契約の締結）際に、出国日を平成 31 年 1 月 10 日としていたが、平成 31 年 1 月 8 日に運送契約を変更し、出国日を平成 31 年 1 月 11 日とした場合等
- ③ 運送契約の締結の際に、約款等において運賃とは別に「国際観光旅客税」を徴収する旨の定めがある場合

なお、「平成 31 年 1 月 7 日より前に締結された運送契約」に該当するかどうかは、国際観光旅客等と国際旅客運送事業を営む者との間で運送契約が成立した日を基準に判断します。

よって、国際観光旅客等と旅行会社との間で締結した旅行契約の契約日とは異なる場合がありますのでご注意ください。

## ○ イメージ図



※ 船舶又は航空会社等（特別徴収義務者）は旅客が船舶又は航空機に搭乗等する時まで「国際観光旅客税」を徴収すればよく、徴収方法は問いません。

## 《「国際観光旅客税」の使いみち》

「国際観光旅客税」の税収は次の3つの分野に活用されます。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等

## 《「国際観光旅客税」に関するお問合せ先》

### 〔国内事業者の方〕

【一般相談（税務署の手續に関するご質問等）に関するお問合せ】

- 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。

【個別相談（個別の事実に基づくご質問等）に関するお問合せ】

- 東京国税局（消費税課諸税第3係）  
〒104-8449  
東京都中央区築地5-3-1  
電話(代表)03-3542-2111 内線：3081  
受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）
- 大阪国税局（消費税課諸税第3係）  
〒540-8541  
大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館  
電話(代表)06-6941-5331 内線：2932  
受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）

### 〔国外事業者の方〕

- 最寄りもしくは納税地を所轄する税関にご連絡ください。税関の連絡先は税関ホームページ（[www.customs.go.jp](http://www.customs.go.jp)）でご案内しています。

「国際観光旅客税」についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載されている「国際観光旅客税に関するQ&A」をご覧ください。